

**民間事業者における
法令遵守体制等に関する実態調査
報告書**

平成19年2月

MIZUHO みずほフィナンシャルグループ

みずほ総合研究所株式会社

目次

I. 調査実施要領.....	1
1. 調査の目的.....	1
2. アンケート調査概要.....	2
3. 回答企業・施設の属性.....	3
II. 調査結果.....	5
1. 法令遵守と社会的責任の取組み状況.....	5
(1) 社会的責任として特に力を入れている分野.....	5
(2) 製品（サービス）責任・消費者問題についての取組み.....	7
(3) 社会的責任に取り組む主な動機.....	9
(4) 倫理要綱や自主行動指針の策定状況.....	11
(5) 法令遵守と社会的責任についての基本方針の策定状況.....	12
(6) 法令遵守と社会的責任の推進体制の整備状況.....	13
(7) 特に重要なステークホルダー.....	17
(8) 社会やステークホルダーから特に期待されていること.....	18
(9) 社会的責任に関する取引先への取組み要求.....	20
(10) 社会的責任に関する取引先からの取組み要求.....	21
2. ステークホルダー・エンゲージメントの実施状況.....	23
(1) ステークホルダー・エンゲージメントの実施有無.....	23
(2) 対象ステークホルダー.....	24
(3) 実施形態.....	25
(4) ステークホルダー・エンゲージメントの効果.....	32
(5) ステークホルダー・エンゲージメントを実施しない理由.....	33
3. 社会的責任報告書の発行状況.....	35
(1) 社会的責任報告書の発行状況及び報告書の名称.....	35
(2) 社会的責任報告書に係る第三者評価.....	36
(3) 社会的責任報告書の記載内容.....	38
(4) 製品（サービス）責任・消費者問題についての記載内容.....	42
(5) 社会的責任報告書を作成する際に参考にしたガイドライン・文書.....	42
4. 内部通報制度の導入状況.....	45
(1) 「公益通報者保護法」の認知度.....	45
(2) 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度.....	47
(3) 内部通報制度の導入状況.....	50
(4) 内部通報制度の導入時期.....	52
(5) 内容の修正状況.....	55

(6) 内部通報制度の責任者	60
(7) 社内通報受付窓口の設置部門	63
(8) 社外通報受付窓口の設置場所	66
(9) 通報者の範囲	69
(10) 匿名による通報の受付状況	73
(11) 通報内容の範囲	75
(12) 運用上の課題や実務上の負担	78
(13) 通報窓口に寄せられた内部通報件数	82
5. 苦情処理制度の導入状況	85
(1) 苦情処理制度の導入状況	85
(2) 「ISO/JISQ10002」の認知度	86
(3) 経営トップの関与度	87
(4) 導入によるメリット・効果	88
(5) 年間運営費	89
(6) 平成 17 年度の苦情件数	90
6. 外部の紛争処理機関利用制度の導入状況	91
(1) 外部の紛争処理機関利用制度の導入状況	91
(2) 「ISO10003」の認知度	92
(3) 紛争処理機関を選定する際の基準	93
(4) 紛争処理機関を利用することによるメリット・効果	94
(5) 年間利用費	94
(6) 紛争処理機関を利用して紛争処理を行った件数	95

I. 調査実施要領

1. 調査の目的

近年頻発する企業不祥事に見られるように、違法行為の発見や対応の遅れ等、企業における法令遵守の体制や運用のあり方が、実際に経営リスクとして顕在化するケースが増加している。また最近では、特に多国籍企業を中心に、環境や人権問題への取組の不足等が企業のイメージの悪化をもたらし、売り上げに大きく影響するなど、法令や規制を越えた社会との関わりについても、積極的に経営の中に組み込んでいくことが求められている。さらに、会社法や金融商品取引法の制定等を背景にした内部統制システム構築への要請、企業の社会的責任の規格化等に関する国内外での動きなど、企業をめぐる制度や環境も大きく変わろうとしている。

特に法令遵守については、公益のために通報した労働者を保護するとともに事業者の法令遵守を図ることを目的とする公益通報者保護法が平成 18 年 4 月 1 日から施行されたところであり、今後法令遵守体制の中で中核的な役割を果たしていくと考えられる。

そこで本調査は、法令遵守や社会的責任に対する取組が、民間事業者においてどのような形で経営に統合されているのか、幅広い業種・規模を通じて実態を調査・公表することで、各事業者における適切な体制整備に資することを目的として実施した。

2. アンケート調査概要

(1) 調査時期

平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月。

(2) 調査対象

a. 民間企業

全国の上場企業 3,902 社と非上場企業 13,300 社。非上場企業は、民間企業情報データベースより下記割り付けで無作為抽出。

従業員数	割付数
50 人以下	2,500
51 人～100 人	2,500
101 人～300 人	4,400
301 人～1,000 人	3,000
1,001 人以上	900
合計	13,300

b. 病院

民間企業情報データベースより下記割り付けで 1,800 件を無作為抽出。

病床数	割付数
50 床以下	300
51 床～100 床	300
101 床～200 床	300
201 床～300 床	300
301 床～400 床	300
401 床以上	300
合計	1,800

c. 学校

全国の大学・短期大学。民間企業情報データベースより 1,000 件抽出。

(3) サンプル数

a. 民間企業

発送 17,202 通。有効回収 3,141 件（有効回収率 18.3%）。

b. 病院

発送 1,800 通。有効回収 128 件（有効回収率 7.1%）。

c. 学校

発送 1,000 通。有効回収 184 件（有効回収率 18.4%）。

(4) 調査方法

郵送調査（郵送発送、郵送回収）。

3. 回答企業・施設の属性

(1) 従業員数

民間企業の従業員数別構成比を以下に示す。

図表 1 従業員数別構成比(民間企業)

	計	5人以下	6人～ 20人	21人～ 50人	51人～ 100人	101人～ 300人	301人～ 1,000人	1,001人～ 3,000人	3,001人～ 5,000人	5,000人超	無回答
合計	3,141 100.0	8 0.3	53 1.7	396 12.6	452 14.4	894 28.5	751 23.9	362 11.5	77 2.5	141 4.5	7 0.2

(2) 業種

民間企業の業種別構成比を以下に示す。

図表 2 業種別構成比(民間企業)

	計	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・通信 業	卸売・小売 業	金融・保険業	不動産業	サービス業	その他	無回答
合計	3,141 100.0	280 8.9	1,032 32.9	27 0.9	480 15.3	558 17.8	83 2.6	58 1.8	516 16.4	107 3.4	- -

(3) 資本金

民間企業の資本金別構成比を以下に示す。

図表 3 資本金別構成比(民間企業)

	計	5,000万円以下	5,000万円超 ～1億円	1億円超 ～3億円	3億円超	無回答
合計	3,141 100.0	1,084 34.5	550 17.5	269 8.6	1,208 38.5	30 1.0

(4) 大会社

民間企業の大会社¹該当別構成比を以下に示す。

図表 4 大会社該当別構成比(民間企業)

	計	該当する	該当しない	無回答
合計	3,141 100.0	1,051 33.5	2,059 65.6	31 1.0

¹ 会社法上の大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上）を意味する。

(5) 売上高

民間企業の売上高別構成比を以下に示す。

図表 5 売上高別構成比(民間企業)

	計	1億円以下	1億円超～ 5億円	5億円超～ 10億円	10億円超～ 50億円	50億円超～ 100億円
合計	3,141 100.0	27 0.9	256 8.2	271 8.6	874 27.8	397 12.6

	100億円超～ 300億円	300億円超～ 1,000億円	1,000億円超～ 2,000億円	2,000億円超	無回答
	585 18.6	348 11.1	145 4.6	190 6.0	48 1.5

(6) 直近期の収益状況

民間企業の直近期の収益状況別構成比を以下に示す。

図表 6 直近期の収益状況別構成比(民間企業)

	計	(1).売上高			(2).経常利益		
		増収	減収	無回答	増益	減益	無回答
合計	3,141 100.0	1,979 63.0	1,102 35.1	60 1.9	1,738 55.3	1,323 42.1	80 2.5

(7) 主な顧客層

民間企業の主な顧客層別構成比を以下に示す。

図表 7 主な顧客層別構成比(民間企業)

	計	企業中心 (BtoB)	消費者中心 (BtoC)	企業、消費者 両方	無回答
合計	3,141 100.0	1,947 62.0	604 19.2	544 17.3	46 1.5

(8) 病床数

病院の病床数別構成比を以下に示す。

図表 8 病床数別構成比(病院)

	計	100床以下	101床～200 床	201床～300 床	301床以上	無回答
合計	128 100.0	28 21.9	29 22.7	26 20.3	43 33.6	2 1.6

(9) 学生数

学校の学生数別構成比を以下に示す。

図表 9 学生数別構成比(学校)

	計	500人以下	501人～ 1,000人	1,001人～ 5,000人	5,001人以上	無回答
合計	184 100.0	47 25.5	31 16.8	54 29.3	51 27.7	1 0.5

II. 調査結果

1. 法令遵守と社会的責任の取組み状況

(1) 社会的責任として特に力を入れている分野

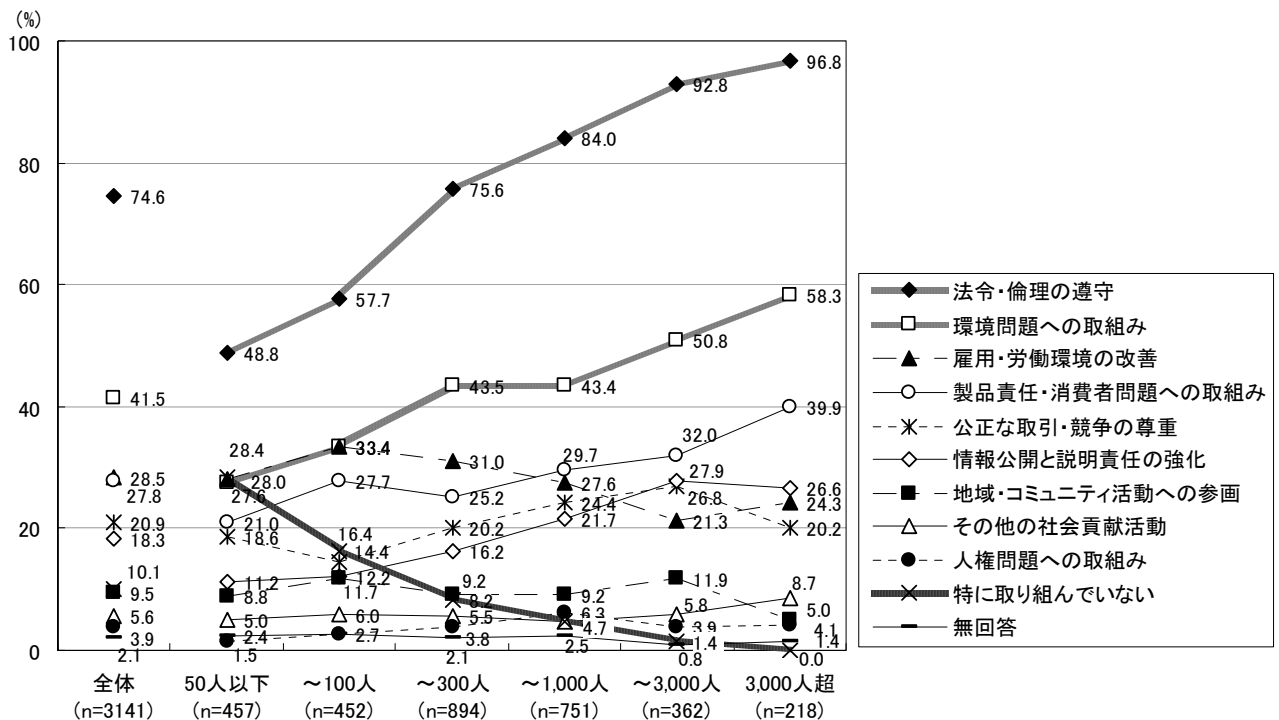
ここでは、民間企業、病院、学校（以下、「民間事業者」）の、社会的責任への取組み状況を詳しく見ていく。まず、具体的な取組み内容を把握するため、社会的責任として特に力を入れている分野について最大3つまで尋ねた。

民間企業全体では、7割超の企業が「法令・倫理の遵守」（74.6%）と回答した。続いて、「環境問題への取組み」（41.5%）、「雇用・労働環境の改善」（28.5%）、「製品責任・消費者問題への取組み」（27.8%）、「情報公開と説明責任の強化」（18.3%）の順となっている。

従業員数別にみると、「特に取り組んでいない」と回答した割合は、従業員数が多い企業ほど低く、3,000人超の企業では0.0%と皆無であるのに対し、50人以下の企業では28.4%と3割近くに上っている。分野別では、従業員数が多い企業ほど、「法令・倫理の遵守」、「環境問題への取組み」と回答した割合が高くなっている。

このように、従業員数が多い企業ほど社会的責任に取り組んでいる企業の割合が高く、特に「法令・倫理の遵守」、「環境問題への取組み」などでその傾向が強いといえよう。

図表 10 社会的責任として特に力を入れている分野(従業員数別)(複数回答、最大3つまで)



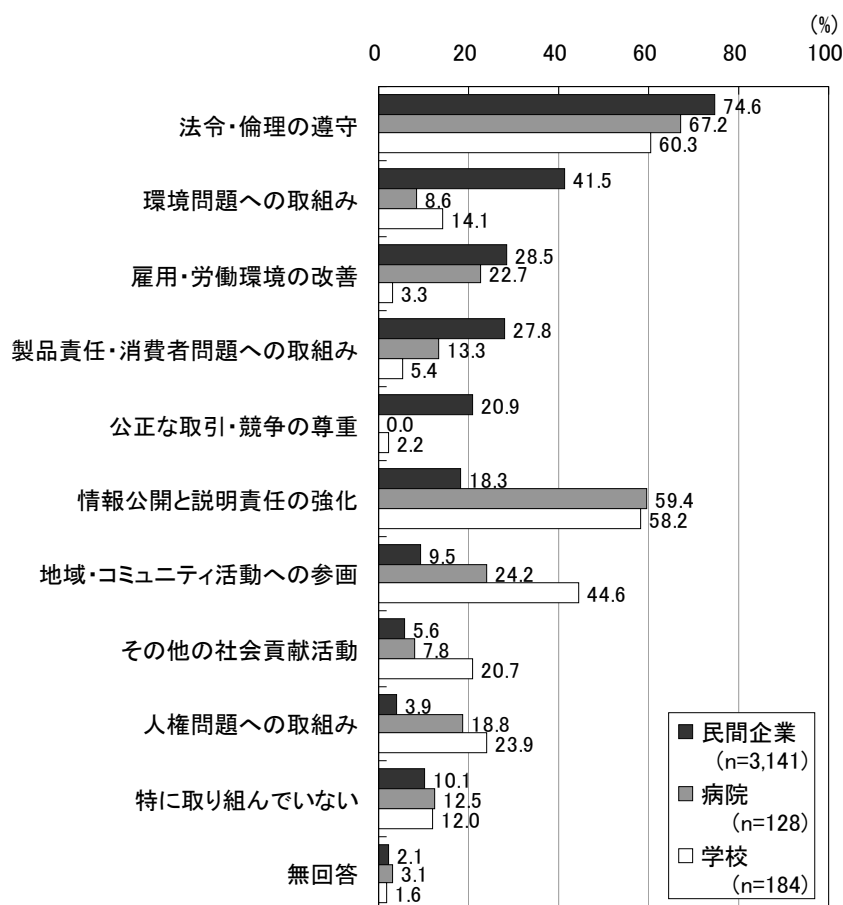
(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院では、「法令・倫理の遵守」が67.2%と最も多い。「情報公開と説明責任の強化」も59.4%に上っている。次いで、「地域・コミュニティ活動への参画」(24.2%)、「雇用・労働環境の改善」(22.7%)、「人権問題への取組み」(18.8%)が続く。

学校では、「法令・倫理の遵守」(60.3%)、「情報公開と説明責任の強化」(58.2%)が上位に挙げられた。次いで、「地域・コミュニティ活動への参画」(44.6%)、「人権問題への取組み」(23.9%)となっている。

民間企業・病院・学校に共通して、最も多く挙げられたのは「法令・倫理の遵守」であった。病院・学校では民間企業と比べて、「環境問題への取組み」が少なく、「情報公開と説明責任の強化」、「地域・コミュニティ活動への参画」、「人権問題への取組み」が多いのが特徴である。「特に取り組んでいない」については、1割程度にとどまっている。

図表 11 社会的責任として特に力を入れている分野(病院、学校)(複数回答、最大3つまで)



(2) 製品（サービス）責任・消費者問題についての取組み

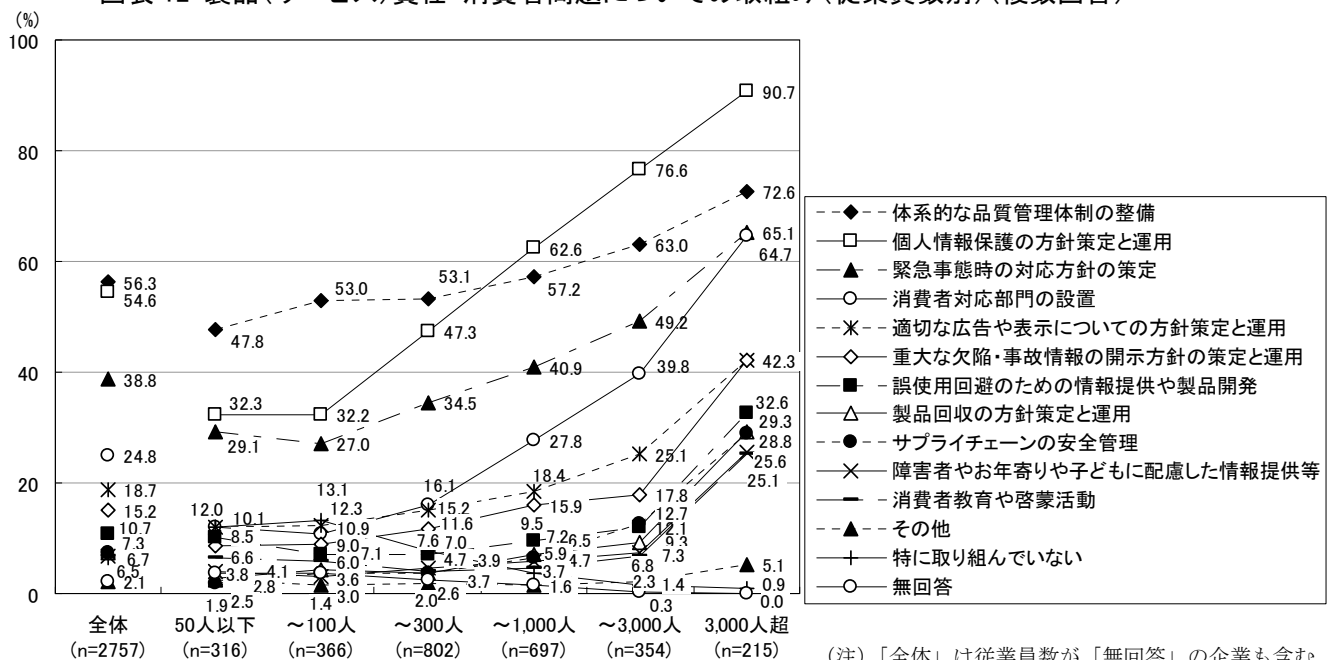
製品（サービス）責任・消費者問題について、社会的責任に取り組んでいる民間事業者が、具体的にどのような取組みを行っているのかを見ていく。

民間企業全体では「体系的な品質管理体制の整備」(56.3%)、「個人情報保護の方針策定と運用」(54.6%)が上位で、共に過半数に上っている。次いで、「緊急事態時の対応方針の策定」(38.8%)、「消費者対応部門の設置」(24.8%)が続く。

従業員数別にみると、「個人情報保護の方針策定と運用」では、50人以下の企業で32.3%、51人～100人の企業で32.2%にとどまっているが、従業員数が多くなるほどその割合が高くなり、3,000人超の企業では90.7%に達している。「緊急事態時の対応方針の策定」、「消費者対応部門の設置」などでも、従業員数が多い企業と少ない企業で大きな差が生じている。また、その他の具体的な取組み内容についても、一般的に従業員数が多い企業ほど、回答の割合が高い傾向にある。

このように、製品（サービス）責任・消費者問題については、従業員数の多い企業ほど取り組んでいる割合が高くなっており、従業員数の多い企業と少ない企業で取組み度合いに差が生じている。

図表 12 製品(サービス)責任・消費者問題についての取組み(従業員数別)(複数回答)



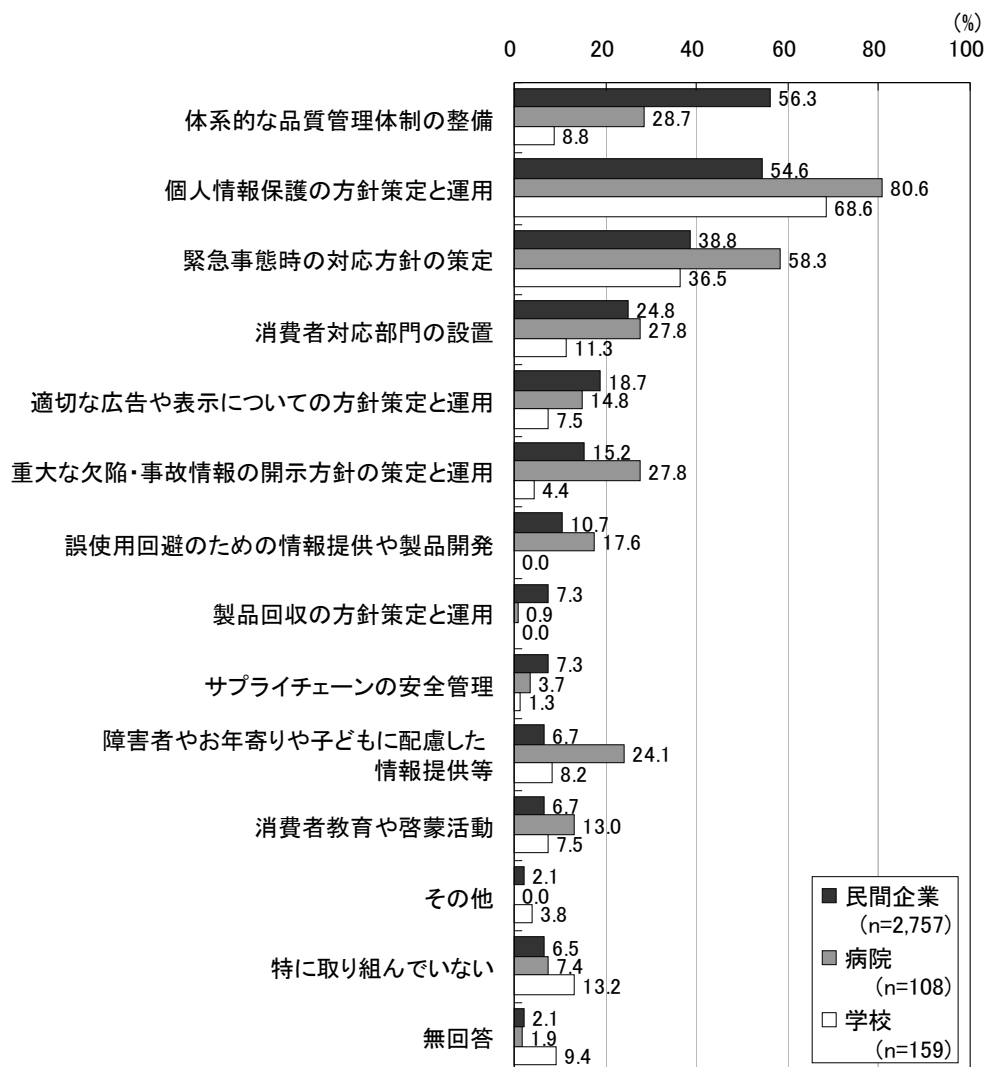
(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院では、「個人情報保護の方針策定と運用」が80.6%と最も多い。「緊急事態時の対応方針の策定」(58.3%)も過半数に上っている。次いで、「体系的な品質管理体制の整備」(28.7%)、「消費者対応部門の設置」(27.8%)、「重大な欠陥・事故情報の開示方針の策定と運用」(27.8%)、「障害者やお年寄りや子どもに配慮した情報提供等」(24.1%)「誤使用回避のための情報提供や製品開発」(17.6%)が続く。

学校では、「個人情報保護の方針策定と運用」(68.6%)が最も多く、「緊急事態時の対応方針の策定」(36.5%)が続いている。

民間企業・病院・学校を比較すると、「個人情報保護の方針策定と運用」については、病院・学校の方が民間企業よりも回答した比率が高く、逆に「体系的な品質管理体制の整備」は低くなっている。また、「緊急時の対応方針の策定」、「重大な欠陥・事故情報の開示方針の策定と運用」、「障害者やお年寄りや子どもに配慮した情報提供等」については、病院の比率が高い点の特徴である。

図表 13 製品(サービス)責任・消費者問題についての取組み(病院、学校)(複数回答)



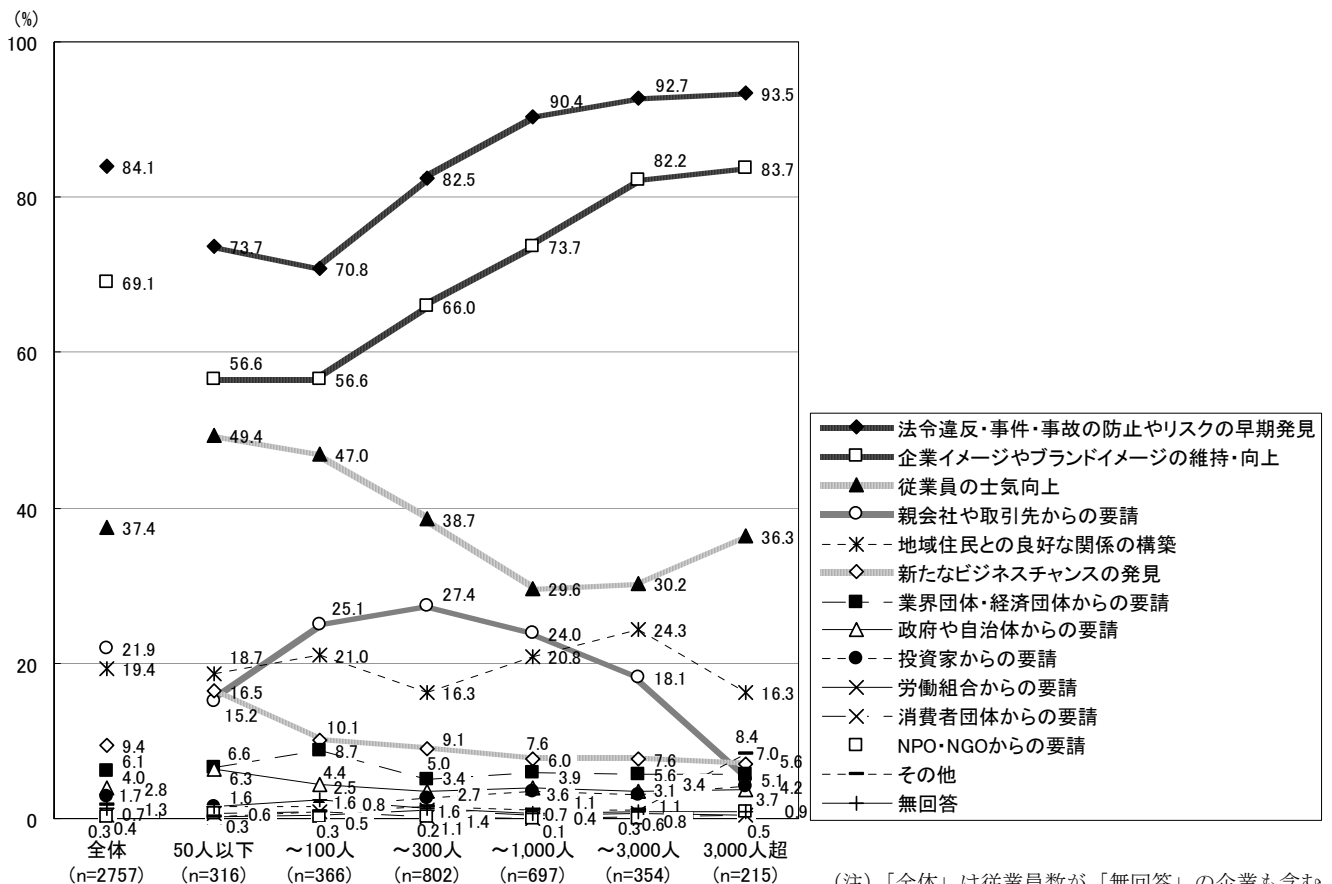
(3) 社会的責任に取り組む主な動機

社会的責任に取り組む主な動機をみると、民間企業全体では、「法令違反・事件・事故の防止やリスクの早期発見」(84.1%)が最も多く、「企業イメージやブランドイメージの維持・向上」(69.1%)が続く。以下、「従業員の士気向上」(37.4%)、「親会社や取引先からの要請」(21.9%)、「地域住民との良好な関係な構築」(19.4%)の順となっている。

従業員数別に比較すると、「法令違反・事件・事故の防止やリスクの早期発見」、「企業イメージやブランドイメージの維持・向上」と回答した割合は、従業員数が多い企業ほど高くなっている。一方、「従業員の士気向上」は、50人以下の企業で49.4%、51人～100人以下の企業で47.0%など、従業員数が少ない企業で高い傾向にある。また、「新たなビジネスチャンスの発見」については、民間企業全体が9.4%であるのに対し、50人以下の企業で16.5%と比較的高い点も注目される。「親会社や取引先からの要請」という回答は、51人～1,000人の企業で多いのが特徴である。

以上より、民間企業が社会的責任に取り組む主な動機には、「法令違反・事件・事故の防止やリスクの早期発見」といった不祥事を防ぐことを目的としたものと、「企業イメージやブランドイメージの維持・向上」といった対外的なイメージの悪化を防止すること、さらにイメージを向上させることを目的としたものが多いことが分かる。従業員数が少ない企業では、「従業員の士気向上」を図るために取り組んでいるケースが多い点が特徴的である。

図表 14 社会的責任に取り組む主な動機(従業員数別)(複数回答、最大3つまで)



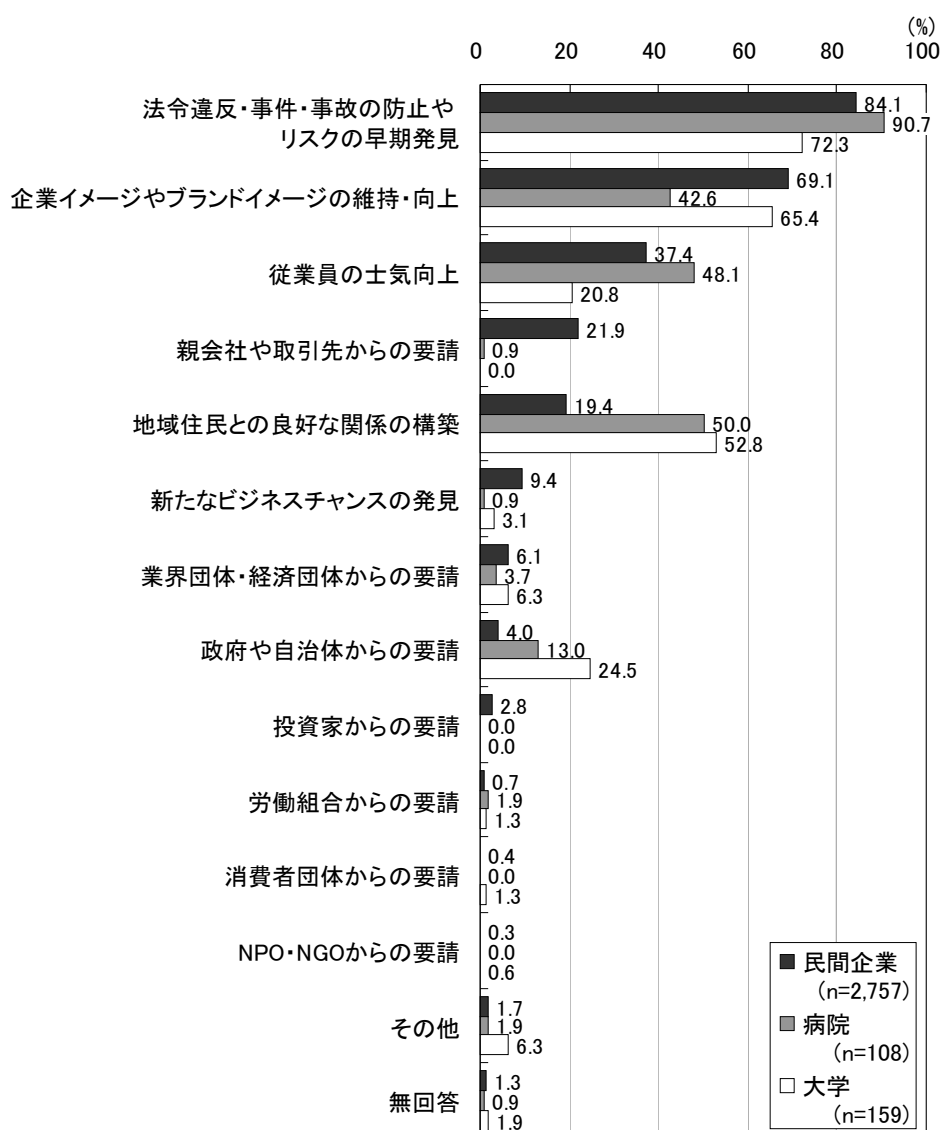
(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院では、民間企業と同様に「法令違反・事件・事故の防止やリスクの早期発見」(90.7%)が最も多い。その他、「地域住民との良好な関係の構築」が50.0%、「従業員の士気向上」が48.1%、「企業イメージやブランドイメージの維持・向上」が42.6%となっている。

学校では、「法令違反・事件・事故の防止やリスクの早期発見」(72.3%)が最も多く、「企業イメージやブランドイメージの維持・向上」(65.4%)、「地域住民との良好な関係な構築」(52.8%)が続く。

民間企業・病院・学校を比較すると、「地域住民との良好な関係の構築」と回答した割合については、民間企業よりも病院・学校の方が高くなっている。また、「企業イメージやブランドイメージの維持・向上」は病院の割合が低く、「従業員の士気向上」は学校の割合が低い点なども特徴として挙げられる。さらに、「政府や自治体からの要請」と回答した割合については、学校(24.5%)が最も多く、次いで病院(13.0%)となっているが、民間企業は4.0%と低くなっている。

図表 15 社会的責任に取り組む主な動機(複数回答、最大3つまで)

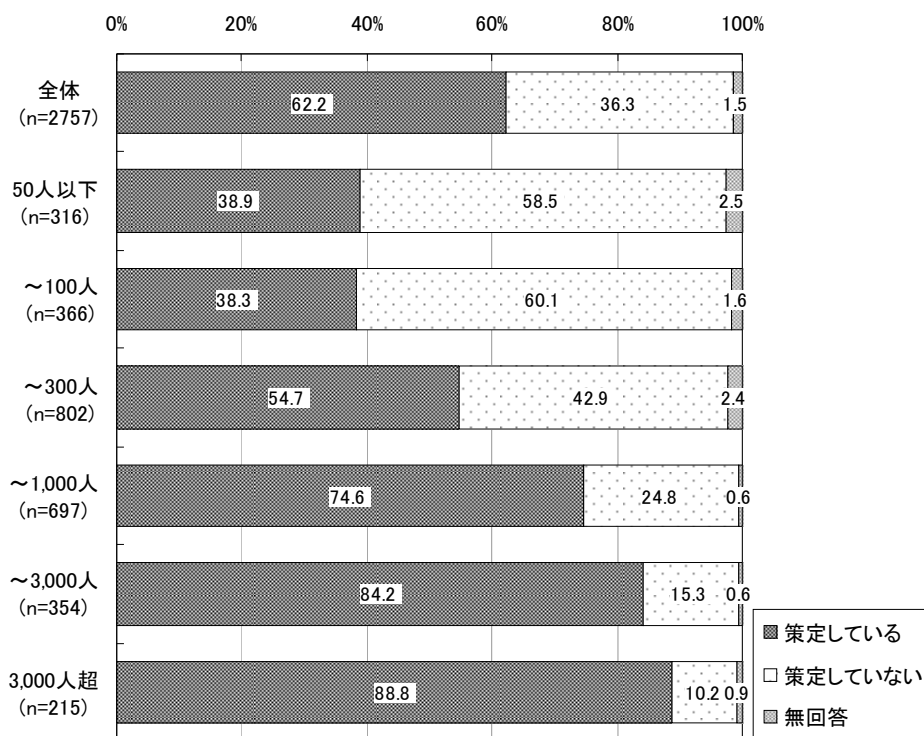


(4) 倫理要綱や自主行動指針の策定状況

社会的責任に取り組んでいる民間事業者に対し、倫理要綱や自主行動指針の策定状況を質問したところ、民間企業全体では、約6割の62.2%が「策定している」と回答した。「策定していない」は36.3%である。

従業員数別にみると、従業員数が多い企業ほど策定している割合が高いことが分かる。「策定している」と回答した企業は、50人以下の企業では38.9%、51人～100人の企業では38.3%と4割に満たないのに対し、1,001人～3,000人では84.2%、3,000人超では88.8%と8割以上に達している。

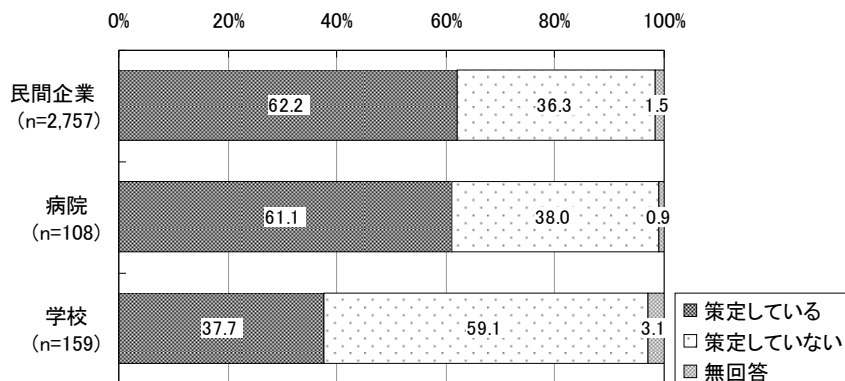
図表 16 倫理要綱や自主行動指針の策定状況(民間企業、従業員数別)(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院では、「策定している」が6割以上を占めた。一方、学校では、「策定している」は4割に満たず、「策定していない」が約6割となっている。

図表 17 倫理要綱や自主行動指針の策定状況(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

(5) 法令遵守と社会的責任についての基本方針の策定状況

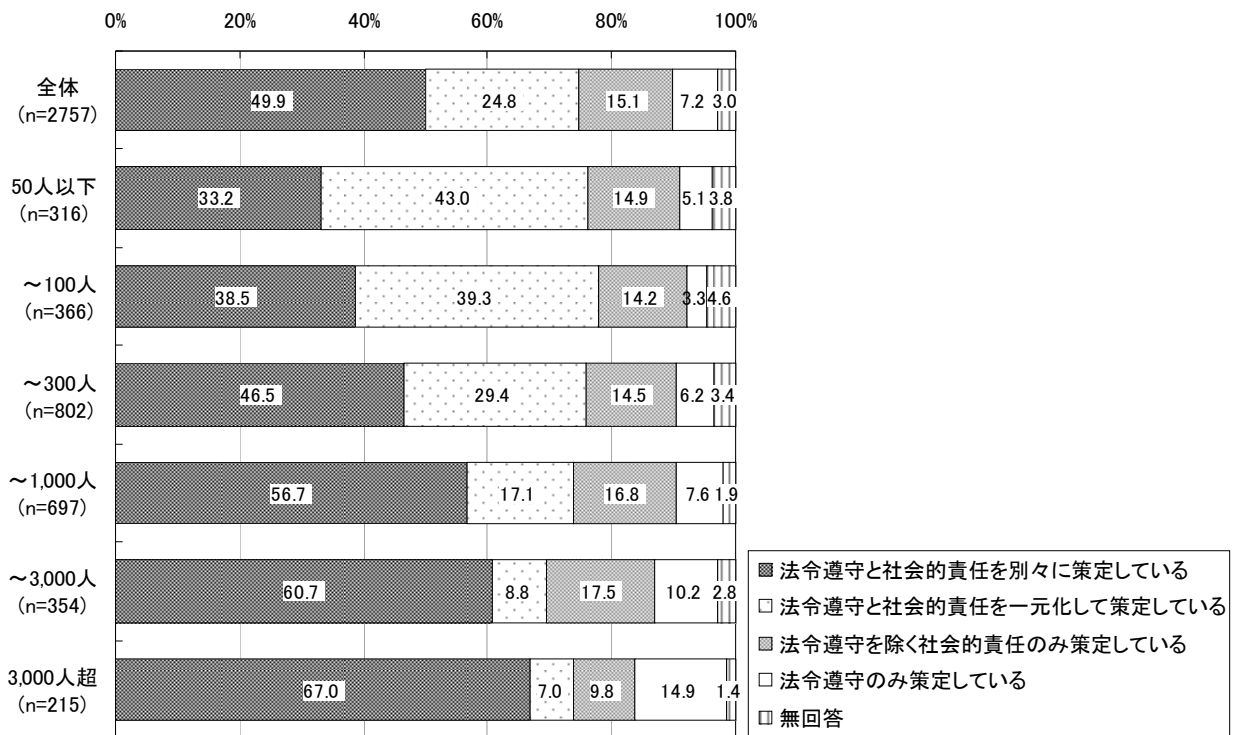
続いて、法令遵守と社会的責任に関する基本方針の策定状況を見ていく。

民間企業全体では、「①法令遵守と社会的責任を別々に策定している」が最も多く、全体の49.9%を占めた。続いて、「②法令遵守と社会的責任を一元化して策定している」が24.8%、「③法令遵守を除く社会的責任のみ策定している」が15.1%、「④法令遵守のみ策定している」が7.2%となっている。社会的責任の基本方針を策定している企業の割合は89.8%（①+②+③）、法令遵守は81.9%（①+②+④）である。

従業員数別にみると、「法令遵守と社会的責任を別々に策定している」と回答した割合は、従業員数が多い企業ほど高く、50人以下の企業では33.2%にとどまっているのに対し、3,000人超の企業では67.0%に上っている。一方、「法令遵守と社会的責任を一元化して策定している」と回答した割合については、従業員数が少ない企業ほど高い傾向にある。

このように、従業員数の多い企業では法令遵守と社会的責任の基本方針を別々に策定しているケースが多い反面、従業員数の少ない企業では法令遵守と社会的責任を一元化して策定しているケースが多いようである。

図表 18 法令遵守と社会的責任についての基本方針の策定状況(民間企業、従業員数別)(単一回答)

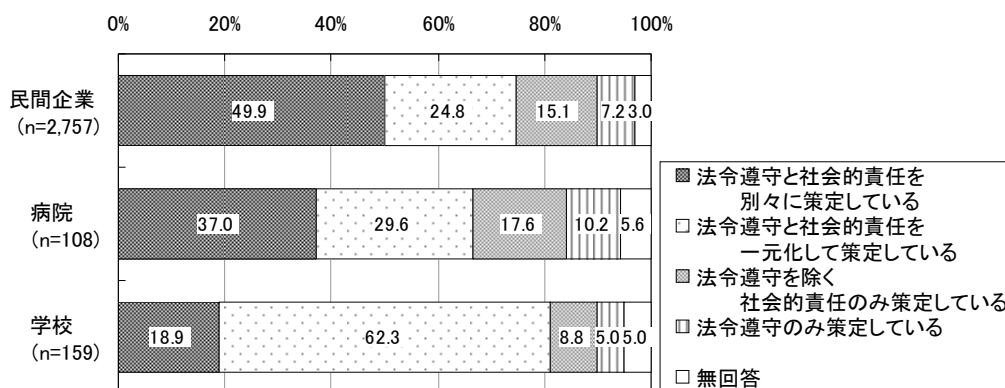


(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院でも、「法令遵守と社会的責任を別々に策定している」(37.0%)が最も多く、4割弱を占めている。その他、「法令遵守と社会的責任を一元化して策定している」(29.6%)が約3割、「法令遵守を除く社会的責任のみ策定している」(17.6%)が2割弱、「法令遵守のみ策定している」(10.2%)が約1割となっている。

学校では、「法令遵守と社会的責任を別々に策定している」の割合が最も高かった民間企業・病院とは異なり、「法令遵守と社会的責任を一元化して策定している」(62.3%)との回答が最も多くなっている。

図表 19 法令遵守と社会的責任についての基本方針の策定状況(単一回答)



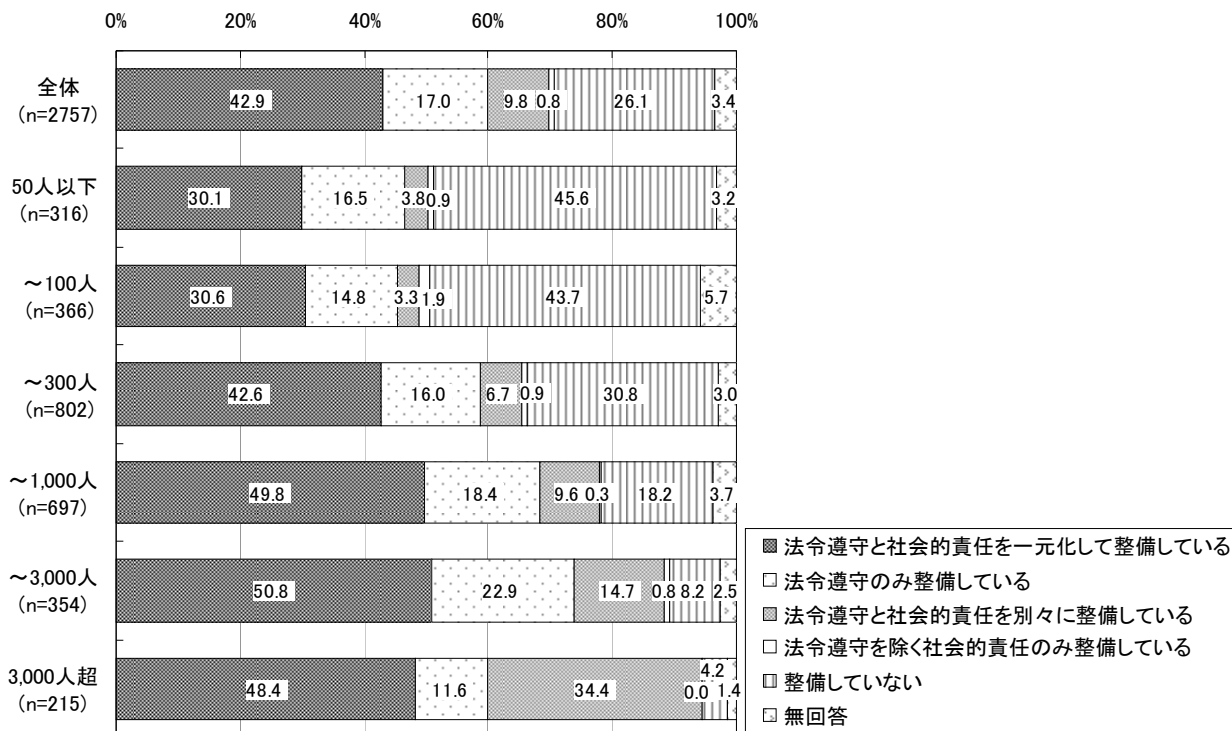
(6) 法令遵守と社会的責任の推進体制の整備状況

前項では法令遵守と社会的責任についての基本方針の策定状況を確認したが、それでは、法令遵守と社会的責任を実際に推進していくために、どのような体制を整備しているのだろうか。

民間企業全体では(図表 20)、「法令遵守と社会的責任を一元化して整備している」(42.9%)が約4割を占めた。「法令遵守のみ整備している」(17.0%)は2割弱、「法令遵守と社会的責任を別々に整備している」(9.8%)は約1割で、「法令遵守を除く社会的責任のみ整備している」(0.8%)は1%に満たなかった。なお、「整備していない」(26.1%)と回答した企業は1/4程度であった。

従業員数別に比較すると、「整備していない」については、3,000人超の企業で4.2%にとどまっているのに対し、51人~100人の企業で43.7%、50人以下の企業で45.6%を占めるなど、従業員数が少ない企業ほど推進体制の整備を行っていない傾向にある。一方、「法令遵守と社会的責任を別々に整備している」をみると、3,000人超の企業で34.4%と特に高い割合を示しており、従業員数が多い大企業では法令遵守と社会的責任を別々の体制としているケースが多いことが分かる。

図表 20 法令遵守と社会的責任の推進体制の整備状況(民間企業、従業員数別)(単一回答)

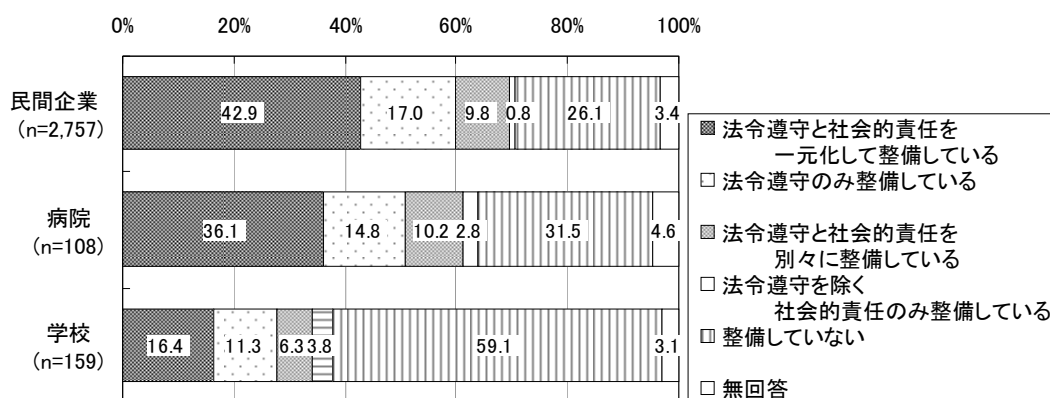


(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

病院では、「法令遵守と社会的責任を一元化して整備している」(36.1%)が最も多く、「法令遵守のみ整備している」(14.8%)、「法令遵守と社会的責任を別々に整備している」(10.2%)が続く。一方、「整備していない」(31.5%)も約1/3となっている。

学校では、「整備していない」が59.1%を占めており、整備が進んでいない状況が見て取れる。具体的な整備状況は、「法令遵守と社会的責任を一元化して整備している」(16.4%)、「法令遵守のみ整備している」(11.3%)、「法令遵守と社会的責任を別々に整備している」(6.3%)、「法令遵守を除く社会的責任のみ整備している」(3.8%)の順となっている。

図表 21 法令遵守と社会的責任の推進体制の整備状況(単一回答)



次に、社会的責任と法令遵守それぞれの推進体制を見ていく。

■社会的責任の推進体制

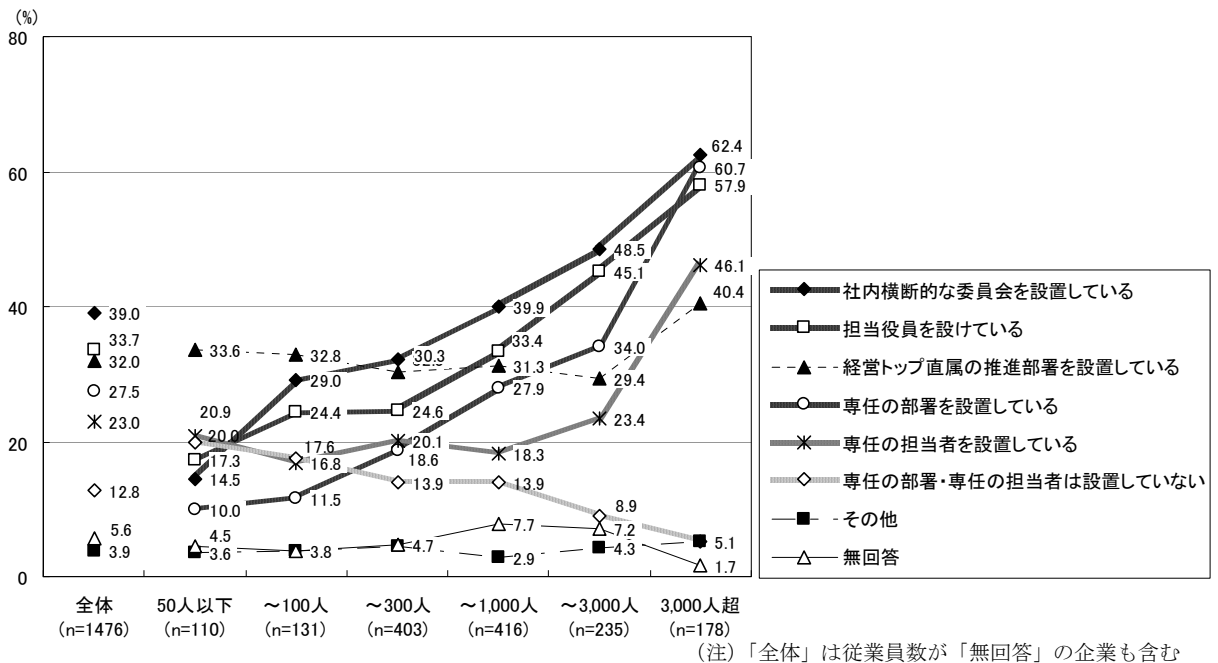
まず、社会的責任の推進体制を整備している民間事業者、すなわち、「法令遵守と社会的責任を一元化して整備している」、「法令遵守と社会的責任を別々に整備している」、「法令遵守を除く社会的責任のみ整備している」と回答した民間事業者に対して、社会的責任の推進体制をどのように整備しているか尋ねた。

民間企業全体では、「社内横断的な委員会を設置している」(39.0%)が最も多く約4割に上った。「担当役員を設けている」(33.7%)、「経営トップ直属の推進部署を設置している」(32.0%)は1/3程度で、次いで「専任の部署を設置している」(27.5%)、「専任の担当者を設置している」(23.0%)が続く。「専任の部署・専任の担当者は設置していない」(12.8%)と回答した企業は1割程度であった。

従業員数別に比較した場合、「専任の部署・専任の担当者は設置していない」という回答は、従業員数が少ない企業ほど多い傾向にあり、51人～100人の企業で16.8%、50人以下の企業で20.0%となっている。従業員1,000人超の企業では、専任部署・担当者とも設置していない割合は1割未満である。一方、具体的な推進体制の内訳をみると、「社内横断的な委員会を設置している」、「担当役員を設けている」、「専任の部署を設置している」については、従業員数が多い企業ほど回答の割合が高くなっている。また、「専任の担当者を設置している」については、民間企業全体では23.0%であるのに対し、3,000人超の企業では46.1%と高い割合を示している。

これらより、従業員数の多い企業では、社会的責任について何らかの推進体制を整備している割合が高いだけでなく、より具体的な施策を講じている割合も高いことが分かる。

図表 22 社会的責任の推進体制(民間企業、従業員数別)(複数回答)



病院では(図表 23)、「横断的な委員会を設置している」が22件(41.5%)と最も多く、「専任の部署を設置している」と「専任の担当者を設置している」が13件(24.5%)、「経営トップ直属の推進部署を設置している」が12件(22.6%)と続く。「専任の部署・専任の担当者は設置して

いない」は9件(17.0%)であった。

学校では、「横断的な委員会を設置している」が18件(42.9%)と最も多く、「担当役員を設けている」が9件(21.4%)、「専任の部署を設置している」と「経営トップ直属の推進部署を設置している」が8件(19.0%)と続く。「専任の部署・専任の担当者は設置していない」は8件(19.0%)であった。

図表 23 社会的責任の推進体制(病院、学校)(複数回答)

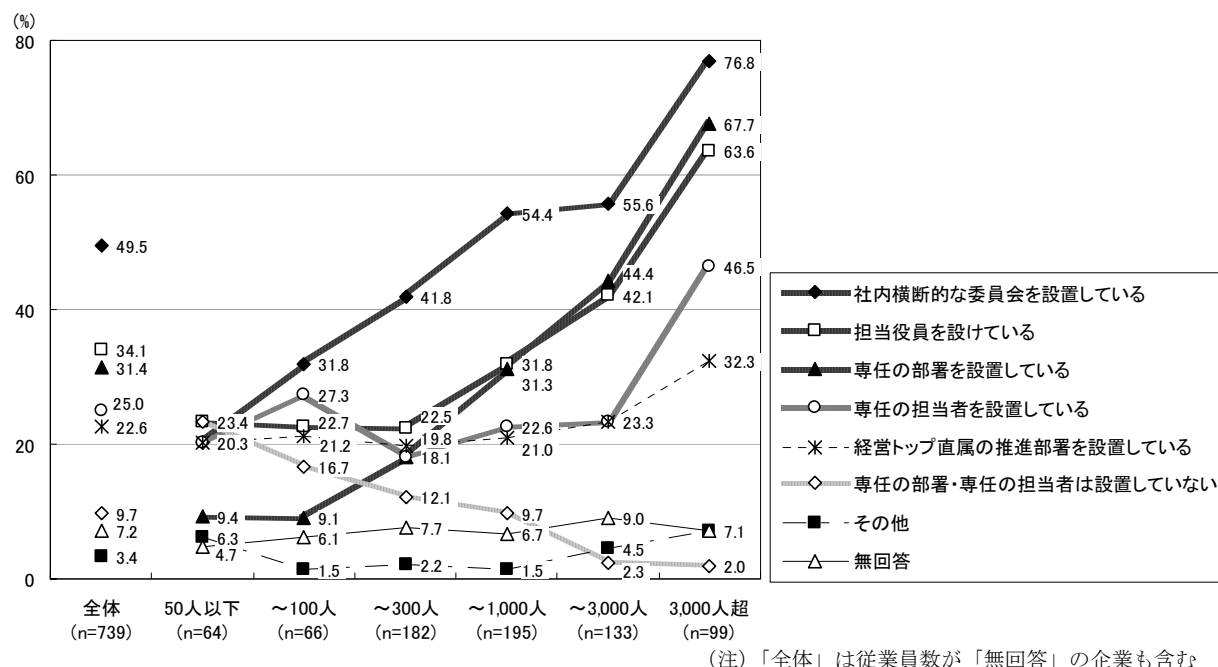
	計	横断的な委員会を設置している	専任の部署を設置している	専任の担当者を設置している	経営トップ直属の推進部署を設置している	担当役員を設けている	専任の部署・専任の担当者は設置していない	その他	無回答
病院	53	22	13	13	12	9	9	-	3
	100.0	41.5	24.5	24.5	22.6	17.0	17.0	-	5.7
学校	42	18	8	4	8	9	8	5	2
	100.0	42.9	19.0	9.5	19.0	21.4	19.0	11.9	4.8

■ 法令遵守の推進体制

次に、法令遵守の推進体制を整備している民間事業者²、すなわち、「法令遵守と社会的責任を別々に整備している」、「法令遵守についてのみ整備している」と回答した民間事業者について、法令遵守の推進体制をどのように整備しているのかを見ていく。

民間企業全体では、約半数が「社内横断的な委員会を設置している」(49.5%)と回答した。また、3割超の企業が「担当役員を設けている」(34.1%)、「専任の部署を設置している」(31.4%)としている。続いて、「専任の担当者を設置している」(25.0%)、「経営トップ直属の推進部署を設置している」(22.6%)の順となった。「専任の部署・専任の担当者は設置していない」(9.7%)については、1割程度であった。

図表 24 法令遵守の推進体制(民間企業、従業員数別)(複数回答)



² 「法令遵守と社会的責任を一元化して整備している」と回答した民間事業者については、アンケート調査で「社会的責任の推進体制の整備状況」についてのみ質問したため、「法令遵守の推進体制の整備状況」の集計には含まない。

従業員数別にみると、「社内横断的な委員会を設置している」、「担当役員を設けている」、「専任の部署を設置している」については、従業員数が多い企業ほど回答の割合が高くなっている。また、「専任の担当者を設置している」については、民間企業全体では 25.0%であるのに対し、3,000 人超の企業では、46.5%と高い割合を示している。一方、「専任の部署・専任の担当者は設置していない」については、従業員数が少ない企業ほど高い傾向にあり、51 人～100 人の企業で 16.7%、50 人以下の企業で 23.4%となっている。

以上より、社会的責任と同様、法令遵守においても、従業員数の多い企業ほど具体的な推進体制を整備している割合が高いことが分かる。

病院では、「横断的な委員会を設置している」と「専任の担当者を設置している」が同数で、8 件 (29.6%) であった。次いで、「専任の部署を設置している」が 6 件 (22.2%)、「経営トップ直属の推進部署を設置している」が 5 件 (18.5%) と続いている。

学校では、「横断的な委員会を設置している」が 10 件 (35.7%) と最も多く、「専任の部署を設置している」が 7 件 (25.0%)、「担当役員を設けている」が 6 件 (21.4%) と続く。

図表 25 法令遵守の推進体制(病院、学校)(複数回答)

	計	横断的な 委員会を 設置している	専任の担当者を 設置している	専任の部署を 設置している	経営トップ直属 の推進部署を 設置している
病院	27	8	8	6	5
	100.0	29.6	29.6	22.2	18.5
学校	28	10	5	7	3
	100.0	35.7	17.9	25.0	10.7

担当役員を 設けている	専任の部署・専 任の担当者は 設置していない	その他	無回答
4	4	2	1
14.8	14.8	7.4	3.7
6	3	2	-
21.4	10.7	7.1	-

(7) 特に重要なステークホルダー

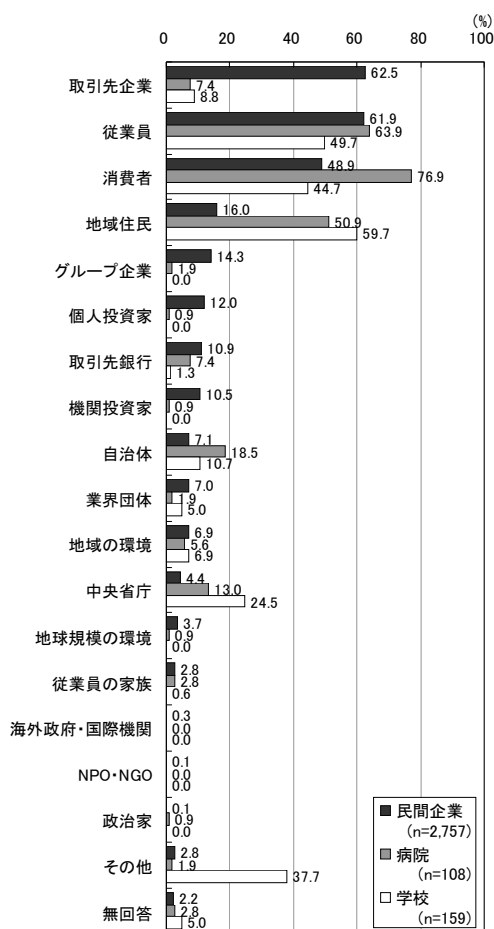
本調査では、「企業等の活動・製品・サービス・収益に何らかの影響を与える、または影響を受ける可能性がある個人や集団」を「ステークホルダー(利害関係者)」と定義する。ここでは、民間事業者が社会的責任に取り組むにあたり、特に重要視しているステークホルダーを明らかにしていく。

ステークホルダーとして特に重要と考えるものを最大3つまで尋ねたところ、民間企業全体では(図表 26)、「取引先企業」(62.5%)、「従業員」(61.9%)、「消費者」(48.9%)が上位に挙げられた。その他、「地域住民」(16.0%)、「グループ企業」(14.3%)、「個人投資家」(12.0%)、「取引先銀行」(10.9%)、「機関投資家」(10.5%)は1割台にとどまっている。従業員数別に比較すると(図表は省略)、「消費者」、「機関投資家」については、従業員数が多い企業ほど回答率が高い傾向にある。また、「従業員」については、3,000 人超の企業で 75.3%となっている。

病院で最も多いのは「消費者」で 76.9%に上る。次いで、「従業員」(63.9%)、「地域住民」(50.9%)が続く。

学校では、「地域住民」(59.7%)が最も多く、「従業員」(49.7%)、「消費者」(44.7%)、「中央省庁」(24.5%)の順となっている。また、「その他」(37.7%)の回答が4割近くあり、自由回答の内訳をみると、「学生」、「保護者」が多く挙げられていた。

図表 26 特に重要なステークホルダー(複数回答、最大3つまで)



(8) 社会やステークホルダーから特に期待されていること

ここでは、社会的責任に取り組んでいる民間事業者が、社会やステークホルダーから何を期待されていると認識しているのかを見ていく。

期待されていると考えるものを最大3つまで尋ねたところ、民間企業全体では(図表 27)、「安全で安心な製品やサービスの提供」(76.8%)、「法令・倫理の遵守」(72.9%)の2つを挙げた企業が非常に多い。次いで、「従業員の労働環境の改善」(32.2%)、「公正な取引・競争」(25.2%)、「投資家への利益還元」(20.1%)、「地域の環境保全や公害防止」(18.6%)が続く。

従業員数別に比較すると、「法令・倫理の遵守」に特徴がみられ、100人以下の企業では6割に満たないのに対し、101人~300人の企業で74.2%、301人~1,000人の企業で77.6%、1,001人~3,000人の企業で82.5%、3,000人超の企業で81.4%と高い割合を示した。企業規模が大きいほど、法令・倫理の遵守への期待が大きいと考えていることが分かる。

病院では(図表 28)、「安全で安心な製品やサービスの提供」(83.3%)が最も多く、「法令・倫理の遵守」(64.8%)、「従業員の労働環境の改善」(37.0%)、「地域・コミュニティ活動への参画」(13.9%)の順となっている。

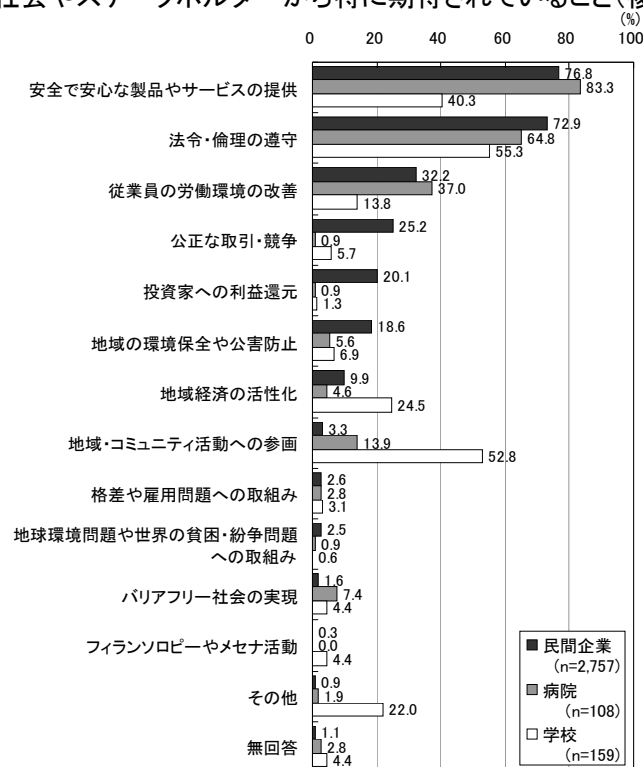
学校では、「法令・倫理の遵守」(55.3%)と並んで、「地域・コミュニティ活動への参画」(52.8%)の割合が高いのが特徴である。次いで、「安全で安心な製品やサービスの提供」(40.3%)、「地域経済の活性化」(24.5%)、「従業員の労働環境の改善」(13.8%)が続く。また、2割強が「その他」(22.0%)と回答しており、自由回答の内訳をみると、「人材育成」、「教育内容の充実」などが挙げられていた。

図表 27 社会やステークホルダーから特に期待されていること
(民間企業、従業員数別)(複数回答、最大3つまで)

	計	安全で安心な 製品やサービスの 提供	法令・倫理の 遵守	従業員の 労働環境の 改善	公正な 取引・競争	投資家への 利益還元	地域の 環境保全や 公害防止	地域経済の 活性化
全体	2,757 100.0	2,117 76.8	2,011 72.9	889 32.2	694 25.2	554 20.1	513 18.6	274 9.9
50人以下	316 100.0	224 70.9	189 59.8	119 37.7	95 30.1	23 7.3	66 20.9	49 15.5
51人~100人	366 100.0	283 77.3	213 58.2	121 33.1	86 23.5	40 10.9	78 21.3	42 11.5
101人~300人	802 100.0	588 73.3	595 74.2	267 33.3	212 26.4	139 17.3	158 19.7	64 8.0
301人~1,000人	697 100.0	540 77.5	541 77.6	221 31.7	167 24.0	175 25.1	119 17.1	65 9.3
1,001人~3,000人	354 100.0	289 81.6	292 82.5	98 27.7	87 24.6	113 31.9	58 16.4	40 11.3
3,000人超	215 100.0	188 87.4	175 81.4	61 28.4	44 20.5	63 29.3	34 15.8	14 6.5

	地域・ コミュニティ活動 への参画	格差や 雇用問題への 取組み	地球環境問題 や世界の貧困・ 紛争問題への 取組み	バリアフリー 社会の実現	フィランソピー やメセナ活動	その他	無回答
全体	91 3.3	72 2.6	68 2.5	43 1.6	9 0.3	26 0.9	29 1.1
50人以下	8 2.5	11 3.5	6 1.9	9 2.8	1 0.3	2 0.6	4 1.3
51人~100人	17 4.6	11 3.0	6 1.6	3 0.8	1 0.3	1 0.3	4 1.1
101人~300人	23 2.9	22 2.7	22 2.7	13 1.6	1 0.1	3 0.4	8 1.0
301人~1,000人	29 4.2	17 2.4	12 1.7	9 1.3	3 0.4	6 0.9	10 1.4
1,001人~3,000人	9 2.5	4 1.1	5 1.4	5 1.4	2 0.6	6 1.7	2 0.6
3,000人超	5 2.3	7 3.3	17 7.9	4 1.9	1 0.5	7 3.3	1 0.5

図表 28 社会やステークホルダーから特に期待されていること(複数回答、最大3つまで)



(9) 社会的責任に関する取引先への取組み要求

ここまで民間事業者自体の社会的責任への取組み状況を見てきたが、取引先にも社会的責任への取組みを要求しているだろうか。

民間企業全体では、「特に要求していない」(22.4%)は2割程度で、無回答(1.1%)を除いた残る76.5%が何らかの要求をしていることが分かる。具体的な要求内容をみると、過半数が「法令・倫理の遵守」(57.7%)を挙げている。次いで、「環境問題への取組み」(29.9%)、「公正な取引・競争の尊重」(29.5%)、「製品責任・消費者問題への取組み」(28.6%)がほぼ同数で並び、「情報公開と説明責任の強化」(14.7%)が続く。

従業員数別に比較すると、「法令・倫理の遵守」については従業員数が多い企業ほど割合が高い傾向にある。また、「環境問題への取組み」、「公正な取引・競争の尊重」、「製品責任・消費者問題への取組み」でも同様の傾向が見られるが、特に3,000人超の企業の割合が高くなっている。

このように、社会的責任に関する取引先への要求は、法令・倫理の遵守や環境対応、取引の公正性、製品責任等に対する要求が中心となっていることが分かる。

図表 29 社会的責任に関する取引先への取組み要求(民間企業、従業員数別)(複数回答)

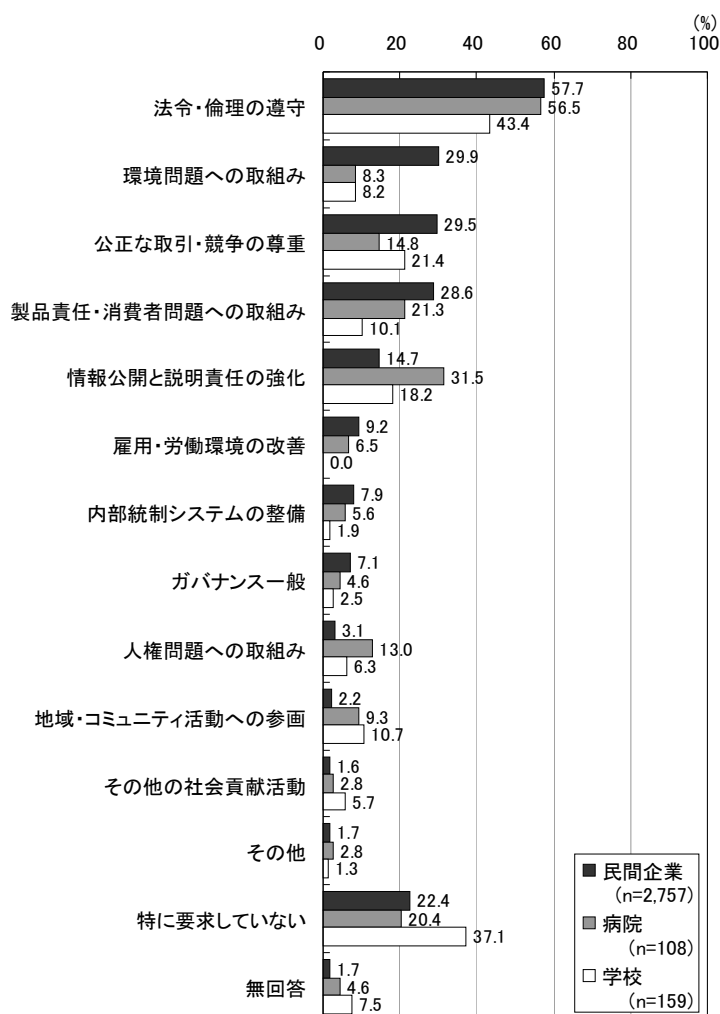
	計	特に要求していない	法令・倫理の遵守	環境問題への取組み	公正な取引・競争の尊重	製品責任・消費者問題への取組み	情報公開と説明責任の強化	雇用・労働環境の改善
全体	2,757	617	1,591	824	813	789	406	253
	100.0	22.4	57.7	29.9	29.5	28.6	14.7	9.2
50人以下	316	78	151	71	82	80	48	34
	100.0	24.7	47.8	22.5	25.9	25.3	15.2	10.8
51人～100人	366	108	164	72	89	95	46	33
	100.0	29.5	44.8	19.7	24.3	26.0	12.6	9.0
101人～300人	802	196	446	231	191	211	98	61
	100.0	24.4	55.6	28.8	23.8	26.3	12.2	7.6
301人～1,000人	697	139	427	220	217	206	108	52
	100.0	19.9	61.3	31.6	31.1	29.6	15.5	7.5
1,001人～3,000人	354	71	232	117	127	107	58	33
	100.0	20.1	65.5	33.1	35.9	30.2	16.4	9.3
3,000人超	215	24	167	112	105	88	46	40
	100.0	11.2	77.7	52.1	48.8	40.9	21.4	18.6

内部統制システムの整備	ガバナンス一般	人権問題への取組み	地域・コミュニティ活動への参画	その他の社会貢献活動	その他	無回答
219	196	86	62	44	48	47
7.9	7.1	3.1	2.2	1.6	1.7	1.7
22	13	6	10	8	4	9
7.0	4.1	1.9	3.2	2.5	1.3	2.8
23	17	8	9	6	4	8
6.3	4.6	2.2	2.5	1.6	1.1	2.2
61	46	15	13	10	8	13
7.6	5.7	1.9	1.6	1.2	1.0	1.6
64	62	15	16	9	8	9
9.2	8.9	2.2	2.3	1.3	1.1	1.3
24	34	9	5	6	10	5
6.8	9.6	2.5	1.4	1.7	2.8	1.4
24	24	33	9	5	14	1
11.2	11.2	15.3	4.2	2.3	6.5	0.5

病院では(図表 30)、民間企業と同様に「法令・倫理の遵守」(56.5%)が最も多いが、次いで「情報公開と説明責任の強化」(31.5%)が多いのが特徴である。その他、「製品責任・消費者問題への取組み」が21.3%、「公正な取引・競争の尊重」が14.8%となっている。「特に要求していない」(20.4%)は、2割程度であった。

学校では、民間企業・病院と同様に「法令・倫理の遵守」(43.4%)が最も多く、「公正な取引・競争の尊重」(21.4%)、「情報公開と説明責任の強化」(18.2%)が続く。なお、「特に要求していない」(37.1%)との回答も4割近くから挙げられている。

図表 30 社会的責任に関する取引先への取組み要求(複数回答)



(10) 社会的責任に関する取引先からの取組み要求

前問では、社会的責任について取引先に要求している取組み内容を確認したが、逆に取引先からはどのような取組みを要求されているのだろうか。

民間企業全体をみると(図表 31)、最も多いのは「法令・倫理の遵守」で、61.9%に上っている。次いで、「環境問題への取組み」(35.4%)、「製品責任・消費者問題への取組み」(34.2%)、「公正な取引・競争の尊重」(27.0%)、「情報公開と製品責任の強化」(17.3%)、「内部統制の整備」(16.8%)などが続く。「特に要求されていない」(18.0%)は2割弱であった。

病院では、約4割が「特に要求されていない」(39.8%)と回答している。具体的な取組み要求については、「法令・倫理の遵守」(37.0%)が最も多く、取引先への要求同様、次に多いのは「情報公開と説明責任の強化」(27.8%)となっている。

学校では、病院と同様に、約4割が「特に要求されていない」(40.2%)と回答している。具体的な取組み要求をみると、最も多いのは「情報公開と説明責任の強化」(31.4%)で、次が「法令・倫理の遵守」(30.8%)である。以下、「地域・コミュニティ活動への参画」(22.6%)、「その他の社会貢献活動」(17.0%)、「公正な取引・競争の尊重」(12.6%)、「製品責任・消費者問題への取組